

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 愛知県 |
| 3. 市区町村名 | 蒲郡市 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 67-0 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gyosei/renkei-dokuji.html |

執行機関名 蒲郡市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------------------------|--|---|
| ① 事務の名称 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に準じて行う特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ② 番号法別表第1の項 | 47 | |
| ③ 番号法別表第2の項 | 67 | |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 蒲郡市個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に準じて行う特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第一条 | 愛知県特別障害者手当等蒲郡市支給要綱 第1条 |
| ⑥ 事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 第1条 この要綱は、在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため支給する特別障害者手当等に関する事項を定めるものとする。 |
| ⑦ 独自利用事務の関連規範 | | 愛知県特別障害者手当等蒲郡市支給要綱 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 |